

相模原市監査委員公表第 16 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 242 条第 1 項の規定に基づき令和 8 年 8 月 26 日付けで提出された住民監査請求について、同条第 5 項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和 8 年 10 月 16 日

相模原市監査委員 岩 本 晃

同 橋 本 慎 一

同 中 村 昌 治

同 石 川 達

第 1 請求の受付

1 請求人

住所 神奈川県相模原市(略)

氏名 (略)ほか10名

2 請求の要旨

請求人が提出した相模原市職員措置請求書(以下「本件請求書」という。)、補正書(以下「本件補正書」という。)及びその事実を証する書面から、請求人が主張する請求の要旨は次のとおりと解される。

(1) 本件請求書の請求の要旨

都市計画道路大西大通り線(以下「本件路線」という。)の新設は相模原市に不要な事業であり、都市計画の決定の手續、路線の選定の当否、区分地上権設定契約に関する経過、工事の安全性及び予算の配分等の観点から違法であり、市の財政に多大な損害が発生するものと認識している。よって、市が令和7年度及び8年度において本件路線の整備のために支出した、次のア～カに掲げる支出(以下「本件各支出」という。)の合計194,836,485円について、返還のために必要な措置を講ずべきである。

本件各支出の内訳は、次のとおりである(括弧内は、事実を証する書面の番号及び支出命令書の起票日である。)

ア 用地測量業務委託料30,143,300円(甲第3号証(令和8年4月1日))

イ 土地評価鑑定等業務委託料132,000円(甲第4号証(令和8年2月16日)及び甲第5号証(同年3月31日))

ウ 補償調査算定業務及び補償調査再算定業務委託料35,057,000円(甲第6号証(令和7年9月4日)から甲第13号証(令和8年3月25日)まで)

エ 用地代金68,785,277円(甲第14号証(令和8年1月21日)及び甲第15号証(同年2月3日))

オ 物件等補償料(前金払額)60,688,908円(甲第16号証(令和7年12月1日)及び甲第17号証(令和8年1月13日))

カ 収入印紙代30,000円(甲第1号証(令和7年10月9日)、甲第2号

証(同年12月1日)及び甲第18号証(令和8年5月8日))

(2) 本件補正書の請求の要旨

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条には、都市計画事業の認可及びその告示により事業効果が発生するとある。

神奈川県が本件路線の第一工区に係る都市計画事業を認可(以下、この認可を「本件事業認可」といい、認可に係る事業を「本件事業」という。)した令和8年6月26日より前の、本件事業に関する支出は、違法又は不当な支出である。

3 請求の補正

(1) 本件請求書には、事実を証する書面として、甲第1号証から甲第18号証までの支出命令書の写しが添付されていた。しかし、本件請求書に記載された請求の要旨は、本件路線の新設の要否等をいうものであり、これらの支出命令書に係る本件各支出自体の違法性・不当性を摘示するものではなかった。

そこで、監査委員は請求人に対し、本件各支出が本件請求書に記載された請求の要旨から違法又は不当となる理由を具体的に明らかにするよう、補正を求めた。

(2) 請求人は令和8年9月8日に本件補正書を提出したが、本件補正書は、本件請求書に記載された請求の要旨から本件各支出が違法又は不当であることを明らかにするものではなく、本件各支出自体の違法性又は不当性を新たに摘示するものであった。

4 請求の受理

令和8年8月26日付けで提出された住民監査請求(以下「本件請求」という。)について、前記3の補正の後に要件審査を行い、地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、これを受理した。

前記3のとおり、本件補正書は本件請求書の要旨を補正していなかったが、新たな違法又は不当の理由を追加しており、財務会計上の行為の違法性又は不当性を摘示していたためである。

第2 監査の実施

本件請求書、本件補正書及び提出された資料に記載された事項並びに事実を

証する書面を勘案し、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

県による都市計画事業の認可を受ける前に、市が本件路線の整備に係る本件各支出を行ったことは、違法又は不当な公金の支出に当たるかを監査対象事項とした。

2 実施の方法

(1) 請求人から提出された証拠の確認

請求人から事実を証する書面の提出を受け、確認を行った。

(2) 請求人の陳述の聴取

令和8年10月2日に請求人3名の陳述の聴取を行った。その際、関係職員2名が立ち会った。

(3) 関係書類による事実確認

都市建設局リニアまちづくり課及びリニア拠点整備事務所に、関係書類の提出を求め、事実確認の調査を行った。

なお、関係職員の陳述の聴取については、関係書類の調査の結果、必要と認めなかったため、実施しなかった。

第3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 請求人の陳述

請求人の陳述内容の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件路線の事業については、令和5年の相模原市都市計画審議会において、近隣住民等への丁寧な説明などを求める附帯意見が出された。しかし、その後の市による説明会は結論先行であり、説明内容は不十分であった。

リニア中央新幹線の開業時期が現時点で不透明な状況にある中、リニア開発を優先するまちづくりを推進し、本件路線の事業に対し約80億円の市費が充当されることは、市財政の民主的運営を損なうものである。

また、西橋本地区のリニア中央新幹線トンネル上に位置する区分地上権設定区域においては、土被りの深度が基準を満たしていない箇所が多数存在するため地盤沈下や陥没の危険性があり、都市計画法第33条第7項に定める開発許可の基準に違反する計画である。

(2) 市は、リニア駅の開業及び橋本駅南口の開発により、平日1日に18,430台の車両が新たに南口を利用すると予測している。しかしながら、この数値は具体的な開発計画が確定していない段階での推計であり、近隣の既存施設における駐車台数の実績や周辺公共施設の状況、新たな商業施設の建設予定地などを考慮すると、過大な予測である。

市は本件路線を新設しなければ国道16号の多車線化等が必要であると説明しているが、交通の流れの観点からも不自然で作為的なものである。

既存の道路の有効活用及び公共交通の充実を図ることで、住民や観光客の交通利便性を向上させる政策が必要である。また、橋本駅周辺の開発事業に関する予算を大幅に削減し、物価高騰により困難な状況にある市民や中小事業者の支援、福祉・教育・子育て関連へ予算配分すべきである。

(3) 相模原市の政令指定都市移行に伴い、津久井地域では除雪車の到着が遅くなったとの声がある。高齢者に対して免許返納を促しているが、利用者が少ない地域ではバスの本数が大幅に減少し、タクシー会社も少なく利用が困難となっており、地域の交通利便性が低下している。こうした地域課題への対応を、リニア事業よりも優先すべきではないか。

本件路線の総事業費174億円があれば、子どもの給食無償化など、市民にとって有益な施策に充てることが可能であり、そのような分野へ予算配分すべきである。

また、一部地権者からは、近接する市道大西と同様の2車線の本件路線を新設すると市道大西が活用されなくなるとの指摘もあり、市道大西を整備した方が経済的であるとの提案もなされているが、これをなぜ採用しないのか疑問である。

市及び県は、手続き上書類が整っていることから事業の正当性を主張しているが、他の自治体や国で起きている事例を踏まえれば、安易な事業認可や事業開始による失敗の代償となるのは、人命や国民が納めた税金である。

監査委員に対して、形式的な事業の適法性の確認に留まらず、事業の本質を見極め、計画・認可を行う行政職員や首長の責任を厳格に問うべきであると強く訴える。

2 関係法令

本件請求に関する主な法令等の定めは、次のとおりである。

(1) 都市計画事業の認可

都市計画法第59条第1項は、都市計画事業は、市町村が都道府県知事の認可を受けて施行する旨を定めている。同法第60条第3項は、認可の申請書には事業地を表示する図面、設計の概要を表示する図書及び資金計画書を添付しなければならない旨を定めている。同法第62条第1項は、都道府県知事は、認可をしたときは、遅滞なく、施行者の名称、都市計画事業の種類、事業施行期間及び事業地を告示しなければならない旨を定めている。

(2) 道路の区域の決定に伴う制限

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項は、道路管理者は、路線の認定が公示された場合には、遅滞なく道路の区域を決定して公示しなければならない旨を定めている。同法第91条第1項は、道路の区域が決定された後供用が開始されるまでの間は、道路管理者が区域内の土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、区域内において土地の形質の変更、工作物の新築その他の行為をしてはならない旨を定めている。

3 監査により確認した事実

(1) 予算及び支出の手続

本件各支出のうち、業務委託料及び収入印紙代は一般会計の予算から、用地代金及び物件等補償料は公共用地先行取得事業特別会計の予算から、それぞれ支出されている。本件各支出は、いずれも支出負担行為の決定を経た上で支出命令が発せられ、会計管理者の確認を経て支出されている。物件等補償料の各支出(甲第16号証及び甲第17号証)は、前金払の方法によるものである。

(2) 本件各支出の内容

関係書類によれば、本件各支出の内容は、次のとおりである。

ア 用地代金(甲第14号証及び甲第15号証)及び物件等補償料(甲第16号証及び甲第17号証)の各支出は、権利者との合意により締結された土地の売買契約及び物件の移転に係る補償契約に基づくものである。いずれも、収用権その他の強制的手段の行使によるものではない。

イ 用地測量業務、土地評価鑑定等業務並びに補償調査算定業務及び補償調査再算定業務委託料(甲第3号証から甲第13号証まで)の各支出は、用地

の取得及び損失の補償に必要な測量・評価・調査を委託した契約に基づくものである。

ウ 収入印紙代(甲第1号証、甲第2号証及び甲第18号証)の各支出は、リニア拠点整備事務所の本件路線の事業に係る事務に用いる収入印紙の購入に要した経費である。

第4 監査委員の判断

1 請求人が本件請求書で主張する違法性について

請求人は、本件路線の新設は市に不要な事業であり、都市計画の決定の手続等に違法性があるため、その整備のために支出した金額を返還させるべきと主張する。

(1) 財務会計上の行為それ自体の違法性

法第242条第1項に定める住民監査請求は、違法又は不当な財務会計上の行為について監査を求める制度である。請求の対象が本件各支出という具体的な支出である以上、請求人は、その理由として、支出そのものの違法性又は不当性を具体的かつ客観的に摘示しなければならない。監査委員が監査すべきは、そのように摘示された理由により支出が違法又は不当となるか否かである。

(2) 先行行為の違法により財務会計上の行為が違法となる場合

もともと、財務会計上の行為は、それ自体に違法がある場合のほか、その原因となる非財務会計上の行為(先行行為)との間に一定の関係がある場合には、先行行為の違法により違法となり得る。

しかし、この関係を広く認めると、公金の支出を伴う行政上の行為であれば、支出の違法を争う形をとることにより、その前提となる行政作用一般の効力を争うことができることになる。これでは、住民監査請求の対象を財務会計上の行為に限定した法の趣旨に反する。したがって、先行行為と財務会計上の行為との関係は、先行行為が財務会計上の行為の直接の原因ということが出来るような密接かつ一体的な関係であることを要する(東京高等裁判所平成4年11月30日判決同旨)。この密接かつ一体的な関係とは、次のいずれかの関係をいうものと解される(仙台地方裁判所昭和62年9月30日判決同旨)。

ア 先行行為を行うことの主たる目的が、実質的にみて財務会計上の行為に向けられていると評価できる関係であること

イ 先行行為を行うことにより、手続上他に何らの債務負担行為(支出決定)を要せず、当然に地方公共団体が財務会計上の行為を行う義務を負担する関係であること

(3) 本件請求の場合

そうすると、第1の2(1)で示す先行行為の違法を理由として支出の違法をいう請求人は、先行行為の違法に加えて、先行行為と支出との間にこのような関係があることを基礎付ける事実を摘示しなければならないが、本件請求書に記載された請求の要旨には、先行行為と支出との関係を基礎付ける具体的な事実の摘示がなく、財務会計上の行為の違法性又は不当性の摘示を欠き、補正を経てもなおその不備が解消されていない。したがって、本件請求書に記載された請求の要旨については、本件監査の対象としない。

2 請求人が本件補正書で主張する違法性について

請求人は、都市計画法第59条に基づく本件事業認可前にされた本件事業に関する支出は、違法又は不当な支出であると主張する。

(1) 本件と同一の行為を対象とする先行する住民監査請求の存在

本件請求については、本件の請求人とは異なる住民が、令和8年7月22日付けで、本件請求と同一の行為を対象とする住民監査請求(以下「先行監査請求」という。)を提出している。

先行監査請求は、市が本件事業認可前に本件路線の用地として土地を取得し、建物の除却を伴う物件等補償を行ったことが、都市計画法第59条に違反する事業の先行実施に当たるとして、次の各支出の違法を主張するものであった。

ア 令和8年1月13日付支出命令に係る物件等補償金(前金払)の支出

イ 令和8年2月3日付支出命令に係る土地購入費の支出

監査委員は、先行監査請求について監査を行い、令和8年9月14日、監査の結果(相模原市監査委員公表第15号。以下「先行監査結果」という。)を公表した。先行監査結果は、都市計画法第59条違反をいう主張には理由がないとして、これを棄却するものであった。

(2) 同一の行為を対象とする監査請求の取扱い

同一の財務会計上の行為又は事実について監査請求がなされた場合であっても、請求人が異なる以上、同一の監査請求に当たらず、一事不再理の原則は働かない。

しかし、先行する監査請求と比較して、同一の行為について新たな違法又は不当の事由の主張がなく、全く同一の違法又は不当の事由が主張されているときは、実質的には同一の事案とみることができる。

そこで、このような場合は、改めて監査を行うことなく、先行する監査請求について行った監査結果に基づいて判断し、その結果を請求人に通知すれば足りるものと解すべきである(行政実例昭和34年3月19日自丁行発第37号)。

(3) 同一の行為を対象としない監査請求の取扱い

同一の財務会計上の行為又は事実を対象としない監査請求がなされた場合は、先行する監査請求との同一性を認めることはできない。

しかし、先行する監査請求と比較して、後行の監査請求の対象行為について新たな違法又は不当の事由の主張がなく、全く同一の違法又は不当の事由が主張されているときで、かつ先行する監査請求における違法性の判断が後行する監査請求の対象行為の違法性の判断にも当てはまるときは、実質的には同一の事案とみることができる。

そこで、このような場合は、後行する監査請求の対象行為が先行する監査請求の違法性の判断に当てはまるかを確認する限度で監査を行い、先行する監査請求について行った監査結果を援用して判断すべきである。

(4) 本件監査における取扱い

以上の監査判断の方法を本件監査に当てはめれば、次のとおりである。

ア 前記(1)ア及びイの先行監査請求の対象である各支出は、それぞれ本件各支出のうち甲第15号証に係る用地代金の支出及び甲第17号証に係る物件等補償料の支出と同一である(以下、この2件の支出を「先行監査請求対象支出」という。)

先行監査請求対象支出について本件補正書に記載された違法の事由は、先行監査請求において主張された違法の事由と同一である。そこで、この事由については、改めて監査を行うことなく、先行監査結果に基づいて判断する。

イ その他本件各支出は、先行監査請求の対象とされていない。しかし、これらについて本件補正書に記載された違法の事由も、先行監査請求において主張された違法の事由と同一である。先行監査結果の判断は、支出の原因となる契約の性質に基づくものであるから、その他の本件各支出の契約上の性質が先行監査請求対象支出と同一であれば、判断に至る理由において、先行監査請求と実質的に同一の事案となる。

そこで、その他の本件各支出については、各支出の契約上の性質を確認する限度で監査を行い、先行監査結果の判断を援用して判断する。

以下、本件請求につき判断する。

(5) 先行監査請求対象支出について

ア 先行監査請求における監査結果

先行監査結果は、次の理由により、先行監査請求対象支出について都市計画法第59条違反をいう主張には理由がないと判断した。

(ア) 事業認可の告示により生ずる効果は、土地所有者の買取請求権を除き、いずれも私人の権利を制限し、又は施行者に強制的に土地を取得する権限を付与するものである。この規定の構造からみれば、都市計画法第59条は、施行者が収用権その他の強制的手段を行使するための前提要件として、事業認可を定めたものである。同条は、権利者の自由な意思に基づく合意による用地の取得及び損失の補償を禁止するものではない。

(イ) 権利者との合意に基づく売買契約及び補償契約の締結は、非権力的な私法上の行為である。これらの契約の締結に、法律による個別の権限付与は要しない。

(ウ) 市は認可前の段階では、収用権その他の強制的な権限を有しておらず、権利者は、契約の締結を拒否し又は補償条件を交渉する完全な法的自由を有していた。除却期限の設定は双務契約に通常伴う定めである。したがって、補償金の支出及び除却の期限の定めは、事業認可制度の潜脱に当たらない。

(エ) 建物の除却は、補償を受けた権利者が補償契約上の義務の履行として行ったものであって、都市計画事業の施行と同視することはできない。認可前に土地3筆の任意の取得及び建物1棟の除却がされたことによっ

て、認可の審査を無意味にする程度の既成事実が形成されたともいえない。

(オ) 本件路線については、道路法による路線の認定及び道路の区域の決定がされている。区域の決定の後に道路管理者が区域内の土地に関する権原を順次取得していくことは、同法第91条第1項の予定するところである。したがって、市が強制的手段を用いることなく本件路線の用地を取得し、損失を補償することは、都市計画法第59条の認可を経っていない段階においても許容される。

イ 本件補正書の理由との同一性

本件補正書に記載された理由は、先行監査請求対象支出との関係では、先行監査請求において主張された違法の事由と実質的に同一である。本件請求においては、先行監査結果の判断を変更すべき新たな事情の主張もない。したがって、先行監査結果に基づき、先行監査請求対象支出について都市計画法第59条違反を理由とする違法又は不当は認められないと判断する。

(6) その余の本件各支出について

ア その余の本件各支出の契約上の性質

前記第3の3(2)のとおり、用地代金及び物件等補償料の各支出は、権利者との合意により締結された契約に基づくものである。また、測量・評価・調査等の業務委託料及び収入印紙代の支出についても、収用権その他の強制的手段の行使に基づくものではない。

イ 先行監査請求対象支出との同一性

前記アのとおり、その余の本件各支出は、いずれも権利者との合意に基づく用地の取得、損失の補償又はこれらに関連する事務に係るものであり、強制的手段の行使によるものではない。この点において、その余の本件各支出の契約上の性質は、先行監査請求対象支出と同一である。

先行監査結果の判断は、支出の原因となる契約が権利者の自由な意思に基づく合意によるものであることを理由とするものであり、特定の支出を前提とするものではない。したがって、その余の本件各支出は、判断に至る理由において、先行監査請求対象支出と実質的に同一の事案である。

ウ 先行監査結果の判断の援用

そうすると、前記(5)アの理由は、その余の本件各支出にも同様に該当する。よって、先行監査結果の判断を援用し、その余の本件各支出を本件事業認可前に行ったことは、都市計画法第59条に違反しないと判断する。

3 結論

以上のとおり、本件請求書に記載された請求の要旨は、財務会計上の行為の違法性又は不当性を摘示するものではないため、本件監査の対象としなかった。また、本件補正書に記載された請求の要旨については、先行監査請求対象支出と同一の支出については先行監査請求について行った監査の結果に基づいて判断し、その余の本件各支出については先行監査結果の判断を援用して判断したところ、いずれの本件各支出についても都市計画法第59条違反を理由とする違法又は不当は認められない。したがって、本件請求は理由がないものと認め、これを棄却する。

職員措置請求書



本村賢太郎相模原市長に関する措置請求

であり、その財政は多大な損害が及ぼすもの

1. 請求の要旨

2026 年 6 月 26 日、相模原市が神奈川県に申請していた都市計画道路「大西大通り線」第一工区の事業認可が下りました。「大西大通り線」の総事業費は 174 億円、うち第一工区は 71 億円。市の「大西大通り線」予算は、2025 年度 5 億円、2026 年度 27 億円。私たち請求人は「大西大通り線」新設は相模原市に不要な事業と認識しています。よって、2025 年度および 2026 年度「大西大通り線」建設にかかる支出(1 年以内)194,836,485 円を返還請求するものです。(1)～(9)は請求の要旨。

別添事実証明書甲1号証～甲18号証の合計額

(1)「大西大通り線」は総事業費 174 億円。うち市が八十数億円、国の補助金が九十数億円で、そのほとんどが百数軒の住民の立ち退き費用(142 億円)と説明会(2022 年 2～3 月)で市は述べています。膨大な立ち退き費用は税金の無駄遣い以外の何者でもなく、地権者をいたずらに苦しめる人権侵害です。

(2)道路計画段階で住民への説明はなく、2022 年 2 月、突然発表されました。これは都市計画法上の手続き違反(都市計画法 16 条第 1 項、都市計画運用指針「市町村マスタープラン(3)住民の意向反映、周知等」)です。

(3)立ち退き予定の百数軒には、すでに JR 東海とリニア中央新幹線区分地上権(所有地地下をリニアに活用容認)契約を結んでいる方がいます。中には契約後数ヶ月で「大西大通り線」計画を通知され、住み続けられると思って苦渋の選択をしたのに今度は立ち退けとは、と憤慨する人がいます。この他にも相模原市に騙し討ちにされたと訴える人も多く、地権者の心身をおとしめています。

橋本のリニア区分地上権の契約は JR 東海との協定(2015 年)で相模原市が担っており、さらに相模原市は首都高速道路株式会社に業務委託(2017 年)しています。手に取るように契約の進捗を把握してきた相模原市が後出しジャンケンしながら、「大西大通り線」計画を打ち出し(2022 年)立ち退きを迫るのは、詐欺行為であり、居住権・財産権の侵害です(民法 95 条、96 条、行政法の信頼保護原則違反、憲法 25 条生存権)。

(4)相模原市は、(3)のリニア駅周辺の用地取得および区分地上権契約に取り組んできましたが、難航しています。そこで「大西大通り線」新設で契約を拒んできた地権者を一掃できればという意図が、「リニア新幹線」と重なるように引かれた「大西大通り線」の路線図に現れています。2010 年策定の都市計画マスタープ

ランについて 2016 年、市はリニア駅より南にある既存道路「大西線」を拡幅する改定をし、2018 年頃から庁内で始まった検討の過程で半ば秘密裏に「大西大通り線」を追加。2022 年に突如新設が発表されました。

(5)西橋本 2・3 丁目のリニア区分地上権指定区域は土被り 17m 以下で、浅い所は 15m。必要な深さ(トンネル直径の 1.5 倍、 $14\text{m} \times 1.5 = 21\text{m}$)を満たしていない所が多くあります。市はリニアの浅い土被りを不安視し対策を考えていたところ、東京外環道の調布住宅地でシールドマシン掘削による陥没事故が発生(2020 年 10 月)、懸念は現実となりました。2022 年、市は大西大通り線新設を発表。住宅でなくても道路が陥没したら責任を取れるのでしょうか(都市計画法第三十三条七号違反)。

(6)本村市長は、当初説明会で地権者の移転先確保に責任を持つと明言していましたが徐々にトーンダウン、県への認可申請後 5 月 25 日の記者会見では改めて「強制収用はしない」「不動産 3 団体と協力して代替地を探す。県有地、国有地、民地にもあたる」と話しましたが、実現はほど遠い状況です。実際の買取価格は、JR 東海と結んだ区分地上権契約で下がった地価で支払われたりしています。また「土地評価は時価で」と明言せず、コロナ禍後の価格高騰を反映しない公示価格と勘案して査定では、とても移転できる条件ではありません。

(7)市の説明会では、「大西大通り線」よりわずかに南を通る既存の市道「大西線」ほかに加えて「大西大通り線」を新設するメリットとして、「相模原インターチェンジへの所要時間が(わずか)42 秒短縮」をあげました。これは相模原インターチェンジまで 5.4km の比較ではなく、新道建設により 130m の差が生まれる 1km ほどの区間を根拠としていて、明らかに誤差の範囲です。今ある市道「大西線」ほかの活用ならば高圧線の鉄塔移設費 25 億円がかかるだけで、142 億円の立ち退き費用が不要となり地権者の暮らしも守られます(行政法の比例原則違反)。「大西大通り線」新設に市民・国民の巨額な血税 174 億円を投じるのは、進捗はかばかしくない JR 東海リニア工事への応援事業ではないでしょうか。

(8)市内では神奈川中央交通バスの「かなちゃん手形」が廃止され、新設「かなちゃんパス」は大幅値上げ、対象年齢も 65 歳から 69 歳になりました。市が急遽補助金(とりあえず 12 月まで)を手当するも高齢者を圧迫。津久井地域などではバスがたった 1 便に減便、乗合いタクシーへ転換を強制等、買い物・病院通いの不安が増しています。市政が行うべきは、超伝導で名古屋まで行くリニア新幹線に注力するよりも身近な市民生活に寄り添うことです。リニアで買い物や通院はできません。高齢者に免許返納喚起の一方で身近な交通手段も奪われるでは、引きこもりになるしかありません。不要な「大西大通り線」に税金をつぎ込むのは、

そのしわ寄せをこうむる市民の健康で文化的な生活を脅かすものです(憲法 25 条生存権)。

(9)現在、市はゴミ有料化を計画し審議会(消費者の立場の委員は1人だけ)は答申目前。市民との意見交換がなされぬまま有料化に向けて行政主導でまい進しています。貧富の差なく毎日出るゴミの収集は究極の市民サービスです。市はそれさえ放棄するのでしょうか。市最終処分場が10年で満杯になるから新設費用とゴミ減量が必要を旗印に、解決を受益者負担に求めています(高い専用ゴミ袋購入で有料化)。生理用品を買えない人に施設で無料配布する時代に、専用ゴミ袋を買えない人の悲しさへの配慮は? たとえ困窮者へ無料配布があったとしても、申請者の自尊感情が踏みにじられるのではと想像する力も市にはないのです。

「大西大通り線」の市予算八十数億円を使えば有料化に頼らずとも最終処分場新設は可能では(使用中の物は64億円)。さらに、相模原市はコロナ禍で歳出減少し黒字転換と発表。その黒字はどこに使われたのでしょうか。「大西大通り線」ではなく「市民の身近な生活に資するもの」に使われるべきです(憲法 25 条国の社会的使命)。

よって、2025 年度および 2026 年度「大西大通り線」建設にかかる支出(1 年以内)194,836,485 円の返還措置を講ずるよう求めます。

2.請求代表者

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先: [REDACTED]

(共同請求人の名前は別紙のとおり)

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

2026 年 8 月 26 日

相模原市監査委員様

共同請求人

名前：

[REDACTED]

住所：

[REDACTED]

共同請求人

名前：

[REDACTED]

住所：

[REDACTED]

共同請求人

名前：

[REDACTED]

住所：

[REDACTED]

共同請求人

名前：

[REDACTED]

住所：

[REDACTED]

共同請求人

名前：

[REDACTED]

住所：

[REDACTED]

共同請求人

名前: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

共同請求人

名前：

[REDACTED]

住所：

[REDACTED]

共同請求人

名前：

[REDACTED]

住所：

[REDACTED]

共同請求人

名前：

[REDACTED]

住所：

[REDACTED]

共同請求人

名前：

[REDACTED]

住所：

[REDACTED]

別紙事実証明書

- 甲1号証 支出命令書令和7年10月9日収入印紙代10,000円の写し
- 甲2号証 支出命令書令和7年12月1日収入印紙代10,000円の写し
- 甲3号証 支出命令書令和8年4月1日都市計画道路大西大通り線用地測量業務委託30,143,300円の写し
- 甲4号証 支出命令書令和8年2月16日「都市計画道路大西大通り線整備事業」に関する土地評価鑑定等業務(その1)44,000円の写し
- 甲5号証 支出命令書令和8年3月31日「都市計画道路大西大通り線整備事業」に関する土地評価鑑定等業務(その2)88,000円の写し
- 甲6号証 支出命令書令和7年9月4日都市計画道路大西大通り線整備事業補償調査算定業務委託(その1)8,316,000円の写し
- 甲7号証 支出命令書令和8年3月16日都市計画道路大西大通り線整備事業補償調査算定業務委託(その1)5,544,000円の写し
- 甲8号証 支出命令書令和8年3月24日都市計画道路大西大通り線整備事業補償調査算定業務委託(その2)6,017,000円の写し
- 甲9号証 支出命令書令和7年12月24日都市計画道路大西大通り線整備事業補償調査再算定業務委託(その3)1,727,000円の写し
- 甲10号証 支出命令書令和7年9月24日都市計画道路大西大通り線整備事業補償調査再算定業務委託(その4)1,078,000円の写し
- 甲11号証 支出命令書令和7年12月12日都市計画道路大西大通り線整備事業補償調査再算定業務委託(その5)1,067,000円の写し
- 甲12号証 支出命令書令和8年3月24日都市計画道路大西大通り線整備事業補償調査算定業務委託(その6)4,686,000円の写し
- 甲13号証 支出命令書令和8年3月25日都市計画道路大西大通り線整備事業補償調査算定業務委託(その8)6,622,000円の写し
- 甲14号証 支出命令書令和8年1月21日都市計画道路3・3・8号大西大通り線整備事業用地代金33,103,815円の写し
- 甲15号証 支出命令書令和8年2月3日都市計画道路3・3・8号大西大通り線整備事業用地代金35,681,462円の写し
- 甲16号証 支出命令書令和7年12月1日都市計画道路3・3・8号大西大通り線整備事業に伴う物件等補償料(前金払額)30,724,528円の写し
- 甲17号証 支出命令書令和8年1月13日都市計画道路3・3・8号大西大通り線整備事業に伴う物件等補償料(前金払額)29,964,380円の写し
- 甲18号証 支出命令書令和8年5月8日収入印紙代10,000円の写し
- 甲19号証 大西大通り線総事業費予算を算定する令和4年度第1回相模原市工務部事業評価委員会会議資料
- 甲20号証 資金計画書3・3・8号大西大通り線 3・3・1号国道16号線(関連外郭部)
合計7,118,132千円の写し
- 甲21号証 大西大通り線計画図
- 甲22~27号証 法令等

【補正書の記載例】

補 正 書

令和8年8月26日に提出した相模原市職員措置請求書について、次のとおり補正します。

補正内容

(補正を求める内容に応じて補正される内容を記載します。)

○都市計画法59条は事業認可、告示より事業多岐が発生する
とあるが、それ以前の事業に関する財政支出は財務会計行
為違反にあたる不当行為である。

○つり事実証明書甲1～甲18の用地測量業務委託、土地
評価鑑定業務、土地補償調査算定再算定業務委託、
整備事業用地代金、整備事業に伴う物件等補償料(前
金払客引)等々は、事業認可2026年6月24以前の違法な
見直し支出である。

よって2世帯自治法242条第1項の規定により、
計198,836,485円の返還請求を執行者市民の権利
として求めるものである。

請求者

住 所: 相模原市 [REDACTED]

氏 名: (自署してください)
[REDACTED]

令和8年〇月〇日

令和8年9月8日

相模原市監査委員あて

事実証明書類(添付省略)

- 1 支出命令書の写し
- 2 令和4年度第1回相模原市大規模事業評価委員会会議資料
- 3 資金計画書(3・3・8号大西大通り線 3・3・1号国道16号線(関連外郭部))
- 4 都市計画法に基づく事業認可取得に伴う説明会資料
- 5 法令等